

第2回令和7年度東御市障害者総合支援協議会次第

日時：令和8年1月16日（金）
午前10時00分～
場所：東御市総合福祉センター
3階 講堂

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 障がい福祉関連の要綱改正について

(2) 計画策定に係るスケジュール（案）について

(3) 委員の推薦及び任期について

4 その他

(1) 自立支援給付費の支給決定基準策定について

(2) アドバイザーからの意見

5 閉会

「東御市家庭介護者慰労給付金要綱」の一部改正について（修正案）

- ◆ 介護保険制度施行から25年が経過し着実に「介護の社会化」が進展する中、市では既存資源と市民協働による新たな社会資源による複合的な在宅サービス基盤が整いつつあり、家庭介護者の負担は確実に軽減につながっている。
- ◆ これら“現物”によるフォーマル・インフォーマル両面からの支援は、家庭介護者の介護負担そのものを軽減していくうえで極めて有効であるものの、限られた財源の中にあっては拡充が困難になっている。
- ◆ このため、「東御市家庭介護者慰労給付金」制度について、介護対象者の介護に伴う家族の経済的負担の軽減を図っていく側面は維持しつつも、抜本的な見直しを図り、医療・介護サービス等とともに包括的に生活支援を行うための原資としていくことにより、多様な生活支援ニーズに対応できるインフォーマルな社会資源基盤の充実・強化につなげ、家庭介護者の精神的充足感を高めていく。

<現 行>

（用語の定義）

- ・第2条第1号 要介護者 要介護3程度以上の者をいう。
- 第2号 重度心身障害者 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条及び第26条の2の規定による手当の支給要件に該当する者又はこれと同程度以上の障害を有する在宅の3歳以上の者で65歳未満の者をいう。

（支給要件）

- ・第3条 給付金の支給対象となる者は、毎年11月1日前1年間のうち、6月以上要介護者又は重度心身障害者と同居し、かつ、当該介護対象者を主に介護していた者とする。

<改正（案）>

（用語の定義）

- ・第2条第1号 要介護者 要介護4程度以上の者をいう。
- 第2号 重度心身障害者 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条及び第26条の2の規定による手当の支給要件に該当する者又はこれと同程度以上の障害を有する在宅の3歳以上の者で65歳未満の者をいう。

（支給要件）

- ・第3条 給付金の対象となる者（以下「受給者」という。）は、次に各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 毎年11月1日前1年間のうち、6月以上要介護者又は重度心身障害者と同居し、かつ、当該介護対象者を主に介護していた者。
 - (2) 介護者対象者及び受給者の属する世帯の当該年度分の住民税が非課税であること。
 - (3) 以上に定めるもののほか、市長が定めたもの。

<改正後の施行日>

令和8年4月1日

「特定疾患等のための通院等に要する費用の支給要綱」の一部改正について（案）

- ◆ 現行の要綱における支給対象者について、認定申請の際に特定疾患医療受給者証の写しを添付することとなっているが、人工透析についてはその実施を証明することが困難となっている。
- ◆ 要綱中の「特定疾患医療受給者証」を健康保健法に基づき交付される「特定疾患療養受療証」へと置き換えることで、支給対象者の申請にあたっての簡便性を確保し、また市における審査事務の簡素化を図ることができる。

<現 行>

（用語の定義）

- ・ 第2条第1項 対象となる者… 保健所長から特定疾患医療受給者証の交付を受けている者、慢性腎不全・ネフローゼ症候群・重症小児ゼンソクの者



<改正（案）>

（用語の定義）

- ・ 第2条第1項 対象となる者… 加入している保険者から特定疾病療養受療証の交付を受けている者

※特定疾病療養受療証…人工透析を必要とする慢性腎不全・血友病（血漿分画製剤の投与がある場合のみ）
・ 後天性免疫不全症候群（抗ウイルス剤投与がある場合のみ）に該当する場合認定される

<改正後の施行日>

令和8年4月1日

令和8年度東御市障害者総合支援協議会スケジュール（案）

資料2

実施年月	第5次障がい者計画	第8期障がい福祉計画	第4期障がい児福祉計画	県
令和8年 3月下旬	◎アンケート調査実施			
令和8年 5月上旬～7月中旬	◎アンケート集計			
令和8年 5月下旬～7月下旬	◎事業所及び団体との意見交換会 ◎第1回東御市障害者総合支援協議会（令和8年5月26日 午後1時30分からを予定） ・令和7年度の計画に対するPDCA			第7期・第3期計画の進捗状況の報告
令和8年 7月下旬～9月	◎素案作成			◎9月中旬 市→保健福祉事務所 第8期・第4期計画中間報告
令和8年 10月中旬～11月上旬	◎第2回東御市障害者総合支援協議会 ・素案に対する意見聴取・協議			
令和8年 12月	◎庁内及び議会説明（12月議会全員協議会） ◎パブリックコメントの実施			◎12月中旬 市→保健福祉事務所 第8期・第4期計画最終報告 ◎12月下旬 保健福祉事務所→県 第8期・第4期計画最終報告
令和9年 1月下旬～2月中旬	◎第3回東御市障害者総合支援協議会 ・パブリックコメント反映、計画案決定			
令和9年 3月	◎印刷・製本 ◎配布			

第5次東御市障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の 策定に向けたアンケート調査について

1. 第4次東御市障がい者計画の施策体系

「誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す」

1. 社会的に自立し、自分らしく生きるために
2. 人権尊重と社会参加を促進するために
3. 共生社会を実現させるために
4. 安心して生活するために

第5次東御市障がい者計画策定にあたっては、これらの施策体系を引き継ぎつつ、社会情勢や東御市を取り巻く環境の変化に応じた内容を盛り込んだ理念を示していきます。

あわせて、第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画においては、これらの理念を達成するための具体的な施策と目標値を設定する必要があります。

2. アンケートの調査項目

アンケート調査では、第5次東御市障がい者計画策定のための基礎的事項の聞き取りと併せ、これまでの計画運用により、今日までに見えてきた課題を明らかにする必要があります。

厚生労働省の示す策定指針では、下記の項目を「見直しのポイント」として挙げており、これに連動した設問をアンケートに盛り込んでいくこととしますが、東御市においては地域の特性に鑑み、特に下線部について重点的な聞き取りができる調査項目を追加することとします。

令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しより抜粋

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑤ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上
- ⑥ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
- ⑦ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- ⑨ 障害者等に対する虐待の防止等
- ⑩ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑪ 住宅セーフティネット制度との連携
- ⑫ 災害時における障害福祉サービス提供の確保
- ⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

(1) ①に関連した項目

障がい者（児）が将来的に単身世帯となることが想定される場合の不安要素や、成年後見制度の周知度について聞き取りを行い、求められている施策について調査を行います。

(2) ③に関連した項目

福祉的就労から一般就労への移行を目指す者が潜在的にどの程度存在するかの調査を行い、農福連携に絡めた就労支援の強化に繋がります。

(3) ⑧、⑩に関連した項目

高齢者を対象として運用が開始している「日常生活サポート事業」の周知度等についての設問等に加え、障がい者（児）の需要について調査します。

また、障がい児とその家族が望む地域の安心できる居場所について調査を行い、その確保の取り組みにつなげます。

3. アンケートの対象者

対象者については下記のとおり想定しています。

対象者	母集団	送付者数	想定回収率	想定改修数	信頼度
障がい児	200名	200名	66%	132	95%
障がい者	1,600名	800名	41%	328	95%
健常者	26,000名	1,000名	40%	400	95%

4. アンケート実施時期

別紙スケジュール（案）のとおり

障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の支給決定基準の策定について

◎支給決定とは

障害福祉サービスなどの利用申請に対し、

(1) サービスを支給するかどうか

(2) 支給する場合にあっては、どの種類のサービスをどれだけの支給量をもって支給するか

を決定すること。

⇒市町村は、厚生労働省の事務処理要領に基づきサービス支給の要否等を決定している。

厚生労働省では、事務処理要領において、「市町村は、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての『支給決定基準』を定めておくことが適当である」と示している。

◎東御市の状況

○これまで「支給決定基準」という形で整備してきていなかった。

○サービス利用者が増加してきている中で、支給決定についての透明性を高め、公平で適正な支給決定を行う必要がある。

○令和6年度の県の実地診断の際に支給決定基準を定めるよう指摘を受けた。

東御市においても支給決定基準を整備

◎支給決定基準の概要

【基本的な考え方】

- ①「支給量の上限を定める」という性質のものではなく、国庫負担基準※を参考に支給決定を公平、平等かつ適正に行うための判断基準とするもの。
- ②支給決定基準は、これまでの支給量をできるだけ保証することを基本とする。
- ③支給決定基準をそのまま適用することが適当でない場合や基準と乖離している場合等は、関係者間で非定型の検証会議等を行う。
- ④支給決定基準は恒久的なものではなく、法令、通達、支給実績等を勘案し、必要に応じて変更する。

※国庫負担基準とは

限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービスのばらつきをなくすために、市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限を定めたもの（＝市町村が支出した給付費に対して国が負担する金額の上限）で、訪問系サービスに限り設定されている。